

65 歳未満の人

対象者 接種日に 65 歳未満で伊佐市に住所を有する人 ※ 対象者②を除く
注：1 歳未満児については、免疫をつけることが困難と考えられています。保護者が有益性と危険性を十分考慮した上で、強く希望する場合は接種を妨げません。

実施期間 平成 22 年 10 月 1 日（金）～平成 23 年 3 月 31 日（木）

実施場所 市内の各医療機関（表 1 をご覧ください。）

対象者（誕生日付）	平成 4 年 4 月 2 日以降の人	平成 4 年 4 月 1 日以前の人から 65 歳未満の人
非課税世帯	無料	無料
課税世帯	接種費用の 1/2	全額自己負担

※非課税世帯の人は、接種時に医療機関に「接種費用証明書」を提出してください。

「接種費用証明書」は、世帯主に送付します。

接種回数 ア．13 歳未満 2 回
イ．13 歳以上 65 歳未満 1 回 } ※接種時の年齢となります。

予診票 各医療機関に備えてあります。

接種時に持っていく物 保険証等

【表 1】実施医療機関 ★電話で予約をしてください。

医療機関名	電話番号	医療機関名	電話番号
有村クリニック	☎ 1155	内山ひさしクリニック	☎ 6288
大口温泉リハビリテーション病院	☎ 8888	大口病院	☎ 0336
大保・川添クリニック	☎ 6000	県立北薩病院	☎ 8511
下田医院	☎ 2933	寺師医院	☎ 2634
寺田病院	☎ 1321	日高内科	☎ 1335
古川医院	☎ 1151	松崎医院	☎ 2601
整形外科松元病院	☎ 1101	三浦医院	☎ 6911
むらたクリニック	☎ 7888	なかむら産婦人科	☎ 2238
坂元内科	☎ 0178	水間病院	☎ 1211
永田診療所	☎ 0051	中村弘医院	☎ 0140
つよしクリニック	☎ 0080		

問い合わせ先 市健康増進課健康推進係

☎ ☎ 1 3 1 1 ☎ 1 2 1 6 ・ 1 2 1 7

一人ひとりが、より一層自賠責制度の役割・重要性や、保険金・共済金の支払いのしくみなどを十分に理解・確認することがとても大切です。

自賠責保険・共済の有効期限は切れていませんか？

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務づけられており（自動車損害賠償保障法）、自賠責保険・共済なしでの運行は法令違反ですのでご注意ください！

四輪車もちろんですが、特に、車検制度のない 250cc 以下のバイク（原動機付自転車・軽二輪自動車）は、有効期限切れ、かけ忘れにご注意を！

なお、自賠責制度の詳細内容は、<http://www.jibai.jp> でご覧になれます。

問い合わせ先 国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局

☎ 0 9 9 ・ 2 6 1 ・ 9 1 9 2

インフルエンザ予防接種の 助成を行います



インフルエンザの予防接種は、流行する前である10月から12月中旬の間に接種しましょう。本年度のインフルエンザワクチンには、新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチンが含まれています。

高齢者（65歳以上の人及び60～64歳の一部の人）

対象者 ①接種日に65歳以上で伊佐市に住所を有する人
②接種日に60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令に該当する人

実施期間 平成22年10月1日（金）～平成23年3月31日（木）

実施場所 市内の各医療機関（表1をご覧ください。）

接種費用	対象者	①②の人
	非課税世帯	無料
	課税世帯	接種費用の1/2

※非課税世帯の人は、接種時に医療機関へ「接種費用証明書」を提出してください。
「接種費用証明書」は、世帯主に送付します。

接種回数 1回

予診票 ①の対象者については、予診票を送付します。

※今回、個人通知をする予診票の年齢基準日は平成23年2月28日です。

※65歳の誕生日を迎えた人が助成の対象になります。

②の対象者については、かかりつけの医療機関にご相談ください。

※かかりつけの医療機関以外で接種を受ける場合は、医師の診断書または身体障害者手帳を持参してください。

交通事故からあなたの未来を守る

自賠責保険・自賠責共済

ご存知ですか、**自賠責**のこと？

交通事故による死者数は年々減少傾向にあるものの、平成21年の事故発生件数は約74万件、死傷者数は91万人と、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得る極めて深刻な状況となっています。

自賠責保険・共済は、すべての自動車の保有者に、自動車1台ごとに加入が義務づけられており、基本的にすべての加害者の賠償責任を担保するとともに、すべての被害者の基本的な賠償を保障する制度であり、被害者の保護を目的としています。